

保健所管外に住所を有する措置入院者等に関する事務取扱要領

制定	平成 8年	3月25日付	福祉保健部長通知
改正	平成12年	4月 1日付	福祉保健部長通知
改正	平成21年11月	4日付	健康福祉局長通知
改正	平成26年	3月11日付	健康福祉局長通知
改正	令和 3年	3月22日付	健康福祉局長通知
改正	令和 5年	3月31日付	健康福祉局長通知

第1 総則

この要領は、保健所長が当該保健所管内に住所を有しない者（以下「管外住所者」という。）を、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第27条の規定により診察した場合において、措置入院関係事務処理要領に定めるほか必要な事項を定めるとともに、措置入院者届出関係等事務処理要領及び医療保護入院者等届出関係事務処理要領により、入院者の住所が当該保健所管外へ移動した旨の届出を受けた際の取扱について定めるものとする。

第2 指定都市に関する特例

この要領に定める事務においては、広島市は、広島県外と同様の扱いとすること。

第3 管外住所者を法第27条の規定により診察した際の取扱について

管外住所者を、法第27条の規定により診察したときは、当該被診察者の住所の別により、次に定めるとおり事件の移管等の事務を行うこと。

1 被診察者の住所が広島県外又は広島市内のとき

(1) 移管の有無

事件は移管しない。

(2) その他の取扱

速やかに、「県外住所者診察報告書」（様式1）を知事（健康福祉局疾病対策課）へ提出すること。

2 被診察者の住所が不明のとき

(1) 移管の有無

事件は移管しない。

(2) その他の取扱

特に行う必要はない。

3 被診察者の住所が広島県内のとき（広島市を除く。以下同じ。）

(1) 移管の有無

下記（2）に定める手続により、被診察者の住所地を管轄する保健所長へ移管

する。

なお、当該診察の結果措置入院とされたときの、移管後の当該措置入院者に関する仮退院、措置解除の処分は、移管先の保健所で行うこと。

(2) 移管の事務

移管は、次の書類を、被診察者の住所地を管轄する保健所長へ移送することにより行う。

なお、下記エ、オは、入院費用に係る費用徴収額が決定しているときに添付するものとし、未決定のときは移管先の保健所において調査決定するものとする。

ア 「移動内容報告書」(様式2)

イ 措置入院に関する診断書の写し

ウ その他、当該措置診察に係る一連の書類(通報書、事前調査資料等)の写し

エ 入院費用に係る費用徴収決定通知書の写し

オ 費用徴収額決定に係る書類

(3) 移管の通知

上記(2)に定める手続により事務を移管した保健所長は、「移管通知書」(様式3)により、被診察者を入院措置した医療機関に対し通知すること。

第4 管外住所者の措置解除に関する取扱

次に掲げる者の入院措置を解除するときは、措置入院者届出関係等事務処理要領に定めるところにより提出された症状消退届及び措置解除の決定に関する書類の写しをもって、知事(健康福祉局疾病対策課)へ報告すること。

(1) 広島県外又は広島市内に住所を有する者

(2) 帰住先が広島県外又は広島市内の者

第5 措置入院者の住所地の変更に関する取扱

措置入院者届出関係等事務処理要領により、措置入院者の住所が保健所管外に移動したときは、移動先の住所の別により、次に定めるとおり取り扱うこと。

1 措置入院者の移動後の住所が広島県外又は広島市内のとき

速やかに、「住所移動者報告書」(様式4)を知事(健康福祉局疾病対策課)へ提出すること。

2 措置入院者の移動後の住所が広島県内のとき

速やかに、「精神障害者移動内容報告書」(様式5)により、移動先の住所を管轄する保健所長へ事件を移管する。

なお、移管の方式は、上記第3の3の例により行うこととし、併せて精神保健指導基礎票の移管も行うこと。

第6 措置入院者以外の入院者の取扱

医療保護入院者等届出関係事務処理要領により、医療保護入院者等の住所が保健所管外

に移動したときは、移動先の住所の別により、次に定めるとおり取り扱うこと。

1 医療保護入院者等の住所の移動先が広島県外及び広島市内のとき

上記第5の1の例により行うこと。

2 医療保護入院者等の住所の移動先が広島県内のとき

上記第5の2の例により行うこと。

第7 その他

保健所は、必要に応じて他の保健所等関係機関と連携を密とし、円滑な事務の運営に努めるようすること。

附 則

- 1 この要領は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 本要領においては、呉市に住所を有する措置入院者に係る事務は、呉保健所において担当するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 本要領における措置入院者に係る事務は、呉市に住所を有する措置入院者については呉保健所が、福山市に住所を有する措置入院者については福山保健所が担当するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成21年11月4日から施行する。
- 2 本要領における措置入院者に係る事務は、呉市に住所を有する措置入院者については西部保健所呉支所が、福山市に住所を有する措置入院者については東部保健所福山支所が担当するものとする。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。